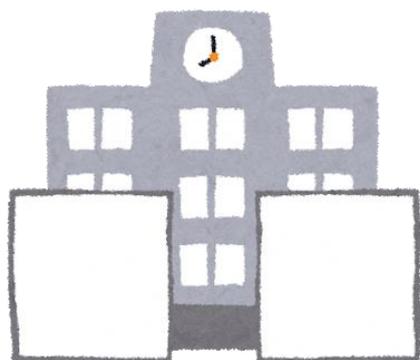


茨木市障害児通学支援

事業について



この冊子は、お一人では外出が難しい障害児の保護者の方に、
障害児通学支援の制度について分かりやすくお伝えし、広く制度につ
いて知ってもらうために作成しました。

保護者の方が病気などで付き添いができない場合に障害児通学支
援を利用して安全かつ円滑に登下校するために必要なことが書かれ
ていますのでご活用ください。

もくじ

1	「障害児通学支援」とは？-----	2ページ
2	支援の内容-----	2ページ
3	通学の例-----	3ページ
4	利用できる方-----	3ページ
5	利用の流れ-----	4ページ
6	相談窓口-----	5ページ
7	利用者の負担-----	7ページ
8	よくあるご質問-----	7ページ

1 「障害児通学支援」とは？

一人で外出が難しい障害児が学校の登下校の際に、移動の介助や身の回りの支援を行うサービスです。

外出の支援をする人をガイドヘルパーと呼びます。

※休みや学校終了後に外出する場合は外出支援のサービスがありますのでそちらをご利用ください。詳しくは相談窓口にご確認ください。

2 支援の内容

1名の障害児に、1名のガイドヘルパーが支援します。

1名のガイドヘルパーでは支援が難しい場合は、ご相談ください。

☆ 障害児通学支援でできる支援

○ 移動

徒歩か公共交通機関の利用など。※自転車は利用できません。

※以下の支援も必要があれば含みます

○ 登校の準備

体調の確認、身だしなみ チェック、着替え、荷物の準備など。

○ 必要なコミュニケーションの支援

代読、代筆など。

○ 下校した直後の対応

着替え、荷物の片付けなど。

3 通学の例

(1) 障害児通学支援が利用できる場合

- 保護者が障害、病気、ケガ、出産などで付き添いができない場合。
- 原則として 自宅出発→学校終了または学校の通学のバス停（下校時は、学校出発または学校の通学のバス停→自宅終了）が基本です。
- 徒歩または公共交通機関の利用が基本です。
 - ※公共交通機関以外での利用の場合は、ご相談ください。
- 支援の範囲は通学路等あらかじめ決められた経路のみです。
 - ※緊急で必要な場合は、事前にご相談ください。

(2) 障害児通学支援が利用できない場合

- 保護者の就労のため、通年かつ継続して登下校の支援ができない場合。
- 塾や買い物などの寄り道。
- 遠足や修学旅行。
- 長期休暇など学校の休日。
- 長期休暇や休暇中のクラブ活動、プールなど。

4 利用できる方

<児童の条件>

- 小学校・中学校、特別支援学校などで義務教育を受けている、

または特別支援学校高等部に通学している児童（※通学区域の特別支援学校）
かつ

- 障害者手帳（身体、療育、精神）を持っている児童
- 特別児童扶養手当の受給対象児童
- 発達検査結果票や医師の診断書、意見書などで必要と認められた児童

<保護者などの条件>

- 保護者が支援できないことを証明する書類等を求める場合があります。

5 利用の流れ

①申請・相談

※相談窓口は5、6ページをご覧ください



②聞き取り



③支給時間の決定・受給者証の発行

④事業所選び・契約

※各相談窓口の相談員がお手伝いします。

⑤利用開始



※支給期間により、更新手続きが必要となります。

※支給時間の変更希望の場合は相談窓口までご連絡ください。

6 相談窓口

障害児相談支援や委託相談支援事業所を利用している方は担当の相談支援専門員にご相談ください。

○市および児童発達支援センター

子育て支援課	電話 072-620-1633 FAX 072-622-8722	市役所 南館3階20番窓口
茨木市立児童発達支援センター あけぼの学園	電話 072-626-0105 FAX 072-626-0105	西穂積町8番11号

○委託相談支援事業所（担当地区は6ページをご確認ください。）

障害者（児）への相談支援の委託を受けている事業所です。

①	相談支援事業所 ゆうあい	電話 072-649-3320 FAX 072-649-3327	大字安元27番地
②	相談支援センターあい・あい	電話 072-640-5336 FAX 072-643-5767	安威二丁目4番1号
③	相談支援事業所あゆむ	電話 072-643-7775 FAX 072-640-4875	豊川三丁目9番16号
④	相談支援センター藍野療育園	電話 072-646-8484 FAX 072-646-8465	高田町2番23号
⑤	相談支援センターひまわり	電話 072-626-3310 FAX 072-626-3340	庄二丁目6番32号
⑥	相談支援センター「りあん」	電話 072-621-3001 FAX 072-621-3001	下中条町4番5号 ラ・フレール102号
⑦	慶徳会障がい者相談支援センター	電話 072-646-7199 FAX 072-646-7228	清水一丁目28番15号
⑧	いばらき自立支援センターぽぽんがぽん	電話 072-623-9210 FAX 072-623-9203	駅前一丁目4番14号 エステート茨木駅前3階
⑨	相談支援センターリーベ	電話 072-632-0906 FAX 072-636-8820	玉櫛二丁目5番8号
⑩	相談支援センター「とんぼ」	電話 072-648-7676 FAX 072-648-7674	鮎川五丁目18番1号

○委託相談支援事業所 担当地域図

()内は小学校区です



7 利用者の負担

利用者の負担は市で定めた利用料の1割です。

ただし、負担が大きくなるように、所得に応じた負担上限額（月額）が設けられています。

※負担上限額（月額）は、その他の地域生活支援事業のサービス（日帰りショートステイなど）の利用者の負担を合わせた上限額です。

所得区分	負担上限額（月額）
生活保護世帯	0円／月
市民税非課税世帯 （申請者と申請者の属する世帯全員が非課税の場合。）	0円／月
市民税課税世帯 （申請者もしくは申請者の属する世帯の他の世帯員が課税の場合。）	4,000円／月

8 よくあるご質問

Q1 1か月に、どれくらいの時間、利用できますか？	A1 必要性に応じた時間数を決定します。
Q2 1日あたりの利用時間の制限はありますか？	A2 時間の制限はありませんが、日々の通学に必要な時間が上限となります。
Q3 利用できる時間数を変更できますか？	A3 保護者の体調や生活環境の変化などがあり、時間数の変更を希望される場合はご相談ください。

<p>Q4 障害児通学支援のサービスを行っている事業所は？</p>	<p>A4 サービス利用の決定時に、事業所一覧表をお渡ししますので参考にしてください。</p>
<p>Q5 サービス利用時のヘルパーの交通費などは、誰が支払いますか？</p>	<p>A5 原則は利用者の負担となりますが、具体的な金額については事業所に確認してください。</p>
<p>Q6 宿泊を伴う修学旅行や遠足などに利用できますか？</p>	<p>A6 通学の支援のため利用できません。</p>
<p>Q7 学校から放課後等デイサービスへの送迎に利用できますか？</p>	<p>A7 事業所の送迎との区別が不明確であるため、基本的には利用できません。</p>
<p>Q8 学校から習い事への送迎に障害児通学支援を利用できますか？</p>	<p>A8 利用できません。 通学支援で、一旦帰宅後、習い事への送迎については、別途移動支援をご利用ください。</p>
<p>Q9 障害児通学支援と移動支援を1回の訪問であわせて利用できますか？</p>	<p>A9 “通学”と、“余暇や社会参加”という二つの外出目的を区別し、通学で自宅帰宅後に自宅などから移動支援を開始する場合は利用できます。</p>
<p>Q10 大学への通学に障害児通学支援を利用できますか？</p>	<p>A10 障害児通学支援は、義務教育や支援学校に通う際のセーフティネットとしての事業ですので、大学、専門学校等への通学には利用できません。</p>

茨木市 こども育成部 子育て支援課

令和元年 8月 発行

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電話 072-620-1633(直通)

FAX 072-622-8722

メールアドレス kosodate@city.ibaraki.lg.jp